目次

導入 3
第一章 5
血縁による相続人 5
1. 子供とその尊属 5
2. 第２順位相続（père et mère, frères sœurs） 6
3. 祖父母及び曽祖父母 7
4. 叔父　叔母　いとこたち（Les oncles et tantes, Cousins et cousines） 7
5. 不明の相続人の調査 9
・生存配偶者 10
6. 親族図 11
7. 子供がいる場合の配偶者の相続分 11
8. 配偶者の取り分（子がいない場合） 12
9. 生存配偶者の相続割合 13
10. 住居に関する一時的権利 13
11. 終身居住権 15
12. 単純承認(l'acceptation pure et simple) 19
13. 限定承認(l'acceptation à concurrence de l'actif net) 20
14. 放棄(la renonciation) 21
第二章 22
贈与遺贈の自由について 22
遺留分と自由処理分（LA RESERVE ET LA QUOTITE DISPONIBLE） 22
15. 遺留分を有する相続人(Les héritiers réservataires) 23
16. 子がいる場合の遺留分と自由処理分(la quotité disponible en présence d'enfants) 23
17. 配偶者に対する特別な可処分部分(quotité disponible spéciale entre époux) 25
贈与の持ち戻し(Rapport des libéralités) 26
18. 持ち戻し義務を負う相続人(les héritiers soumis au rapport) 27
19. 誰にとって rapport（持ち戻し）は利益となるか 28
20. 持ち戻しはどのように実行されるのか(Comment s'exécute le rapport) 29
贈与・遺贈の減殺　(la réduction des libéralités) 32
21. 減殺の対象となる贈与・遺贈とは何か(quelles sont les libéralités réductibles) .. 32
22. 減殺はどのように行われるのか(comment la réduction est-elle effectuée) 33

第三章 35
Faire une donation ou un testament 35
贈与・遺贈の前に知っておくべきこと(a savoir avant de donner ou de léguer) 35
23. 意思能力あり精神が健全(être capable et sain d'esprit) 36
24. 条件付きの贈与と遺贈(donation ou legs sous condition) 36
25. 分轄による贈与または遺贈(donation ou legs en démembrement) 37
贈与(donation) 38
26. 親から子への贈与（共同財産の贈与） 39

導入

死者は生者をつかむ（le mort saisit le vif）とはパリ慣習法に由来する古い格言である。その意味は被相続人の財産は死亡の瞬間に自動的かつ即時に相続人に移転するということである。理論上はこのとおりであるが、

- 相続人を確定するための手続き
- 各相続人に応じた新しい所有権証書を作成するための手続き
- 課税当局が相続税を徴収できるようにするための手続き

が必要となる。

相続の精算に関わる行為は相続人の権利を確認するだけで[1]あり、権利を付与するものではありません。財産の承継は法律の単純な適用または被相続人が生前に定めた内容から生じます。

実際誰でも贈与や遺言によって自分の財産の承継を一般に考えられているよりも広い裁量でおこなうことができる。

確かに子供を完全に廃除することはできません。しかしある子を他の子より優遇することは禁じられていません。

配偶者や孫を他の相続人より優遇する（厚遇する）ことも可能です。

また配偶者や孫あるいは第三者に対して相続財産の中で特定の部分をあたえることもできます。

問題はこの自由がどこまで認められているかそしてどこに節税の可能性があるのかを理解することです。　その答えは以下のページで説明していきます。

2007年1月1日　2006年6月23日の法律に基づき相続及び贈与に関する重要な法案が施行されました。この改革により相続手続は全体として安全性が高まり迅速化されました。

具体的には

　相続の承認放棄の期間が短縮化され、遺産共有（indivision）の管理が柔軟化されました。当事者間の円満な遺産分割が促進されました。

遺産承継の事前準備は大幅に改善された。遺留分について完全または部分的に事前に放棄することが可能となった。

また共有贈与（donation partage）は孫や再婚家族（再構成家族）にも開かれるようになった。

2007年8月22日以降　配偶者及びPACSパートナーは相続税が完全に免除されている。さらに直系（親子間）の相続税の控除額は3倍に引き上げられ、その他の税負担軽減も控除額の見直しや新たな控除の創設によって贈与税相続税の計算において実施された。

PACSカップルの扱いは婚姻カップルと同様に扱われている。

第一章

血縁による相続人

被相続人（亡くなった人）の相続人は法律によって定められ血縁の近さに応じていくつかの順位（オルドル）に分類される。これはローマ法の古い伝統であり、血縁関係の近さが優先順位を決める基準となっている。

法定相続（dévolution légale） つまり誰が相続人となるかは次の 4 つの順位を区別している。

1. 直系卑属
 子、孫　必要に応じて曾孫など
2. 特別な直系尊属および特別な傍系親族
 ・特別な直系尊属　被相続人の父、母
 ・特別な傍系尊属　被相続人の兄弟姉妹およびその子（甥、姪）
3. 通常の直系尊属　祖父母など　父母以外の直系尊属
4. 通常の傍系親族（おじ、おば、いとこ、さらに直系親族の 6 親等まで）

ただしこの区分は次の章で見るように生存配偶者に認められる権利によって修正される。

4 つの相続順位は、いずれかの順位に相続人が一人でも存在すればその順位の相続人だけが相続し、下位の相続人はすべて排除されるよう構成されている。つまり、被相続人が子と兄弟姉妹（おじおば等）を同時に残している場合でも相続するのは子だけである。

1. 子供とその尊属

子供またはその子孫は相続人の第一順位に属する。この第一順位には子孫曾孫が含まれる。
嫡出子（婚姻から生まれた子）、非嫡出子（婚外子）養子など親子関係の性質による区別は一切存在しない。
なお、2006 年 7 月 1 日以降、嫡出非嫡出という形容詞は法律上使用されなくなった。
不貞行為による（父または母が懐胎時に他の人物と婚姻していた場合の子も他のすべての子と同じ相続権を有する。）これらの子に対する旧来の差別は 2001 年 12 月 3 日

の法律で廃止された。
被相続人が子供と孫を同時に残した場合、相続するのは子供のみである。なぜなら子供が最も近い親等に属するからである。
直系親族においては、親等とは２人の人間の間にある世代数を指す。
親→子　は一親等
祖父母→孫　は二親等である。

同じ親等に属する複数の相続人がいる場合、彼らは相続財産を均等に取得する。

代襲(représentation)　代襲とは親より先に死亡した子の気質（性質）を知ったのちGREに従って順位付けを行うのである。子が父または母より先に死亡した場合、その子自身の子供が（＝子供）祖父母の相続において代わりに相続する。これを代襲という。

例
デュポン氏には息子ピエールとすでに死亡した息子ポールの子供であるシャルルとエレーヌがいる。デュポン氏の相続はまずピエールが半分を受け取り、残り半分をポールの子供であるシャルルとエレーヌがそれぞれ1/4ずつ受け取る。ここで代襲が
2007年の改正により代襲は死亡の場合だけでつよく、直系または傍系で相続放棄した場合にも認められるようになった。具体的には親が自分の子供のために相続を放棄することが可能になった。

2.　第２順位相続（père et mère, frères sœurs）

フランス民法では子がいない場合の相続順位の第二順位は
・兄弟姉妹（＋甥姪の代表相続）
・父母
第２順位は混合型であり、２つの異なる世代被相続人の兄弟姉妹と父母をまとめるものである。子がいない場合、これらの相続人の間での遺産の分割は次のように行われる。
被相続人が兄弟姉妹（または既に死亡や、兄弟姉妹の子である甥姪＝代襲相続）と両親の２人を残して死亡した場合、兄弟姉妹は遺産の半分を受け取る。
例えば、兄弟姉妹が３人でそれぞれ４分の１（1/4）を受け取る。残りの４分の１（1/4）は生存している親に帰属する。

被相続人が兄弟姉妹を残し、父または母のどちらか一方しか生存していない場合、兄弟姉妹は遺産の 4 分の 3（3/4）を受け取る。例えば、兄弟姉妹が 3 人ではそれぞれ 4 分の 1（1/4）は生存している親に帰属する。

被相続人にはすでに両親がおらず、兄弟姉妹が残されていた。この場合、兄弟姉妹が遺産の全てを相続する権利を持つ。
例えば、兄弟姉妹が 3 人であればそれぞれ 3 分の 1 ずつ相続する。
仮に被相続人が死亡時点で祖父母の一人が存命であったとしても、その祖父母には相続権がない。
兄弟姉妹がいない場合、被相続人が父と母だけを残して死亡した時は、両親が遺産を半分ずつ相続する。
また被相続人が父または母のどちらか一方を残して死亡した場合、存命の親が遺産の全てを相続する。
さらに、被相続人が父と母方また父方の祖父母の一人を残して死亡した場合、または母、父方または母方の祖父母を残して死亡した場合には分岐(fente)の原則が適用される。遺産は父方と母方の二つの系統に等しく二分される。したがって父は遺産の半分を相続し、母方の祖父母は残りの半分を相続する。
フランス民法の fente（分岐）とは手続き毎に（父方母方）遺産を半分に分ける制度です。

3. 祖父母及び曽祖父母

第三順位には被相続人の父母以外のすべての直系尊属が含まれる。祖父母または曽祖父母のみが相続人として存在する場合、相続は相続の裂け目(fente successorale)の原則により、二つの等しい部分に分割される。

例：被相続人が母方の祖父母、父方の曽祖父を残して死んだ場合
この時、祖父母は相続財産の半分を分け合い各自 1/4 ずつ取得する・曾祖父は残りの（1/2）を取得する。

4. 叔父　叔母　いとこたち（Les oncles et tantes, Cousins et cousines）

第 4 順位にはその他すべての親族が含まれる。彼らは 6 親等を超えては相続しない。

傍系親族の親等は2人の親族に共通する先祖まで遡り、そこからそれぞれの人物を隔てる世代数を超えることで計算される。
例　叔父と姪は三親等の親族である。
　　兄弟姉妹は2親等の親族である。
相続の裂け目（fente successorale）の原則に従い、相続の父系と母系の2つの故に等分される。なお、この順位では代襲相続（représentation）は適用されない。

相続人であることの証明

主は証明方法は　①相続人の証明書(acte de notoriété)と財産目録の冒頭部分(intitule d'inverentaire)の2つである。

1. 相続人証明書(acte de notoriété)
 これは公証実務によって生み出されたもので公法人によって作成される。費用は300ユーロである。
 以前は相続開始地（被相続人の最終住所地）を管轄する簡易裁判所の書記官長が無料で作成することもできた。しかし、それは被相続人が婚姻契約、遺言、最後の生存者への贈与(donation au dernier vivant)のいずれも行っていない場合に限られていた。実務上この簡易方法が利用できる場面は非常に限られていた。
 2007年12月20日のほうの簡素化に関する法律（法律2007-17878）事項により、この無料作成制度は廃止された。そのため、相続人証明書は現在すべて公証人によって作成されることが義務付けられている。

2. 財産目録の冒頭部分(l'intitule d'inventaire)
 これは財産目録inventaireそのものの冒頭部分にあたり公証人によって作成される。
 他にも財産の所有権を証明するための書類が存在する。
 有価証券や債券についての所有権証明書certificat de propriétéと同じ条件で無料で作成される。さらに回収すべき財産額が5335.72ユーロ以下の場合は自治体・市役所で作成されることもあり、その場合には相続人証明書(certificat d'héritier)と呼ばれる。
 不動産については公証人による不動産所有権証明書(attestation notoriété immobilière ou attestation de propriété)が作成される。その報酬は譲渡される不動産の価値に応じた累進報酬表にも続いて算定され、さらに印紙税＋抵当権登記所(hypothéqués)への手数料が必要となる。

5. 不明の相続人の調査

死亡時点ではすべての相続人がすぐに弁明しているとは限らない。多くの場合、相続手続きを担当する公証人は既知の相続人や親族から公表される情報をもとに相続人を特定することができる。しかし、相続人の一部が不明であったり、所在が分からない場合には、公証人は系譜学者(généalogiste)に依頼することがある。系譜学者が相続人を発見すると彼らに相続発見契約「contrat de révélation de succession」への署名を提案する。この「相続の発見」と引き換えに系譜学者が純所得財産(l'actif net)に対する割合で報酬を受ける。
一般的には 15%から 50%である。ただし系譜学者は相続財産が赤字（債務超過）である場合のリスクも負担しなければならない。
裁判官は提供されたサービスに比べて報酬が過度に高いと判断された場合、予定されていた報酬を減額することができる。

親族の浸透を知るための図式
被相続人と家族の何れがどの親等を知るには視覚的方法がある。二人の人物を隔てている線をすべて数えればよい。(世代のつながり)

・生存配偶者

生存配偶者はほかの相続人が誰であっても相続上の権利を有する。結婚している夫婦のうち、生存している配偶者の 2001 年以降使用収益権(usufruit)、完全所有権（pleine propriété）のいずれかの相続を持つほか、配偶者の死亡後の住居に関する二重の権利（居住権＋使用権）
相続手続きではまず夫婦の婚姻財産制の清算を行い、その後に相続財産の清算を行う必要がある。
夫婦が最も一般的な法定財産制である取得財産制（communauté réduite aux acquêts）の下で維持していた場合、婚姻中に取得した財産の半分は配偶者の死亡時にもう一方の配偶者に帰属する。この共同財産の分割は相続ではなく、したがって相続税の課税対象にもならない。
亡くなった配偶者の相続財産には、共同財産のもう一方の半分と故人の国有財産が含まれる。生存配偶者の相続権、この全体の財産に対して及ぶ。
ただし、生存配偶者が受け取る相続分が、個人が子を残しているかどうかで変動する。

離婚手続き中の場合の生存配偶者の扱い
生存配偶者という語は、夫婦間で離婚が最終的に確定していないことを前提としている。
離婚手続きが進行中であっても離婚判決が確定していない限り、配偶者は依然として生存配偶者とみなされる。離婚手続きの途中で一方が死亡した場合、その離婚手続きは意味を失いもはや続行されない。

別居(séparation de corps)の場合、別居の（身体の分離）の判決があっても
婚姻自体は解消されない。別居が生存配偶者の責任（過失）によって宣告された場合であっても、夫婦は依然として配偶者であり生存配偶者としての相続権を有する。
2004 年 5 月 26 日の離婚法改正は 2005 年 1 月 1 日から適用されている。

廃除相続について　exhérédation
注意すべき点として、配偶者に対する法定の保護規定は個人が配偶者を相続から完全に廃除していない場合にのみ適用される。
故人が配偶者を相続権から完全に除外することを廃除相続(exhérédation)と呼び、これは例外的な場合を除き常に可能である。
ただし、配偶者が遺留分(réserve héréditaire)を有する特別な場合には排除は出来ず、その遺留分は相続財産の 4 分の一に限定される。

配偶者の権利を強化する場合
逆に最も一般的なケースとして、夫婦が生存配偶者の法定相続分をさらに有利にすることができる。その方法としては、生前贈与(donation)　遺言(testament)によって可能である。

6. 親族図

7. 子供がいる場合の配偶者の相続分

配偶者の相続に関する権利は、被相続人が子供を残しているかどうかによって変わるが、同時にその子供との親子関係の性質によっても（誰との間の子か）左右される。
すべての子が夫婦の共同の子である場合と、一人または複数の子が被相続人の前婚など別の関係から生まれた子である場合の２つのケースを区別する必要がある。

第１の場合：被相続人の子がすべて生存配偶者との共同の子である場合。
この場合、生存配偶者が次の２つの選択肢のいずれかを選ぶことができる。
遺産全体の用益権 usufruit を取得する。
遺産の４分の１を完全所有権 pleine propriété として取得する。

なお、旧制度（2002 年７月１日以前）に開始した相続では生存配偶者は遺産の４分の１の用益権しか認められていなかったことを付記しておく必要がある。

生存配偶者が２つの選択肢（遺産全体の用益権／4 分の 1 の完全用益権）いずれかを選べるようになった現在の制度では、この選択権は配偶者本人だけに属する。配偶者は特別 PF 期限に拘束されるわけではない。ただし、相続人の　が　で「どちらを選ぶかを決めて欲しいと求めた場合には配偶者はその時点から３か月以内に選択を行わなければならない。もし３か月以内に　　選択を示さなかった場合、配偶者は遺産全体の用益権(usufruit)を選択したものとみなされる。またその選択は相続手続の際に作成される公証人(notaire)による公正証書の中で示すこともできる。
選択肢のいずれかを選ぶ権利は、今では配偶者のみに認められており、相続人から書面で選択を求められた場合を除き、特別な期限に拘束されることはない。

相続人が書面で選択を求めた場合
配偶者は3か月以内に意思表示しなければならず、もしその期間内に明確な選択を示さなかった場合には「用益権 (usufruit)」を選択したものとみなされる。またこの選択は相続手続の際に作成される公証人の証書の中で示すこともできる。

配偶者が用益権(usufruit)を選択した場合、これに代えて終身年金(vente viager)の支払いへの転換を求めることができる。同じ請求は子供（裸所有権者）も行うことができる。
相続人の間で意見が一致しない場合には、裁判官が判断することになるが配偶者が居住している住居に関する用益権について裁判官は終身年金への転換を命じることはできない。
全員が合意している場合には、用益権を資本(capital)に転換することも可能である。これにより終身年金がいつまで支払われるかという不確実性を回避できる。(終身年金はその受益者が生存している限り支払われるため)
なお、配偶者の用益権を終身年金に転換することは税務上裸所有権である子供にとっても年金の支払いには子供の課税所得から排除できないため。

第二の場合、被相続人が前婚など別の関係から生まれた子を一人以上有している場合。
この場合、配偶者にはもはや選択肢は存在しない。配偶者の相続分は遺産の4分の1（1/4）の完全的所有権(pleine propriété)に固定される。

8. 配偶者の取り分（子がいない場合）

被相続人が子を残していない場合、配偶者の相続分は被相続人が残した直系尊属（父母など）や傍系親族（兄弟姉妹など）の近さ、そして人数によって決まる。

直系尊属(ascendants)が相続人の場合
・被相続人が父と母の両方を残している場合、配偶者は遺産の2分の1（1/2）を完全所有権で取得する。父と母は遺産の4分の1（1/4）を取得する。
・父母のどちらか一方しか生存していない場合、配偶者は遺産の4分の3（3/4）を完全所有権で取得する。

旧制度（2002年7月1日以前に開始した相続）
以前の制度では配偶者は用益権(usufruit)しか取得できなかった。

・被相続人の父母以外の直系尊属（たとえば祖父母）がいる場合

配偶者は遺産の全てを完全所有権で取得する。
同様に第四順位の相続人（叔父叔母いとこなど）がいる場合も配偶者が遺産の全てを取得する。
また、被相続人が兄弟姉妹またはその子（甥姪）だけを残している場合も配偶者が遺産の全てを取得する。
ただし、被相続人が父母から相続または贈与によって取得した「家族財産(biens de famille)が存在し、それらが兄弟姉妹や甥姪などの子孫に承継されるべき性質のものである場合には、配偶者はその財産について「半分のみ」を取得する。
フランス相続税法では、「被相続人が父母から受け取った財産は父母の血統の属するものへ戻すべき」という考え方が残っています。
そのため兄弟姉妹や甥姪がいる場合、父母由来の財産は配偶者が全部取得できず半分だけになるという特別ルールが適用されます。
この帰還権(droit de retour)は相続財産の中に現物として残っている財産のみに適用される。したがって被相続人が相続によって取得した財産であってもその後に売却してしまった場合には対象とならない。
一方で、有価証券のポートフォリオについてはそこに伴う運用（アービトラージ）が処分行為でなく管理行為とみなされるため、家族財産として扱うことができる。

9. 生存配偶者の相続割合

10. 住居に関する一時的権利

2001年の相続税法改正による新しい制度として、生存配偶者は被相続人の死亡後1年間主たる居住用としてのみ住居に住み続けることができる。
これは強行規定(droit d'ordre public)であり、いかなる場合でも配偶者がこの権利を奪われることはない。この権利は住居を構成する家具(mobilier)にも及ぶ。
一時の居住権は(droit temporaire)は自動的に発生するものであり、生存配偶者が申請する必要はない。ただし、生存配偶者は希望すればこの権利を放棄することができる。
例えば、他の相続人と合意して住居を早期に、あるいは少なくとも1年以内に売却することに同意している場合などである。この権利はあくまで権利であり義務ではない。
子の居住権の対象となる住居は以下の何れかでなければならない。

・夫婦双方の所有（共同財産）　夫婦が共同財産制(communauté)で結婚していた場合
・夫婦の共有財産(indivision)　夫婦が別の財産制で結婚していた場合

逆に以下のような住居は対象外となる。
・第三者との共有(indivision avec un tiers)の住居
・不動産会社(SCI :不動産民事会社)の所有名義となっている住居
例えば夫婦がその会社の唯一の出資者であっても会社は夫婦とは別の法人格であるため対象外となる。

賃貸住宅の場合の一時的居住権
住居が被相続人または夫婦の所有でなく賃貸であった場合、一時的居住権は次のように行使される。
賃料は生存配偶者に対して相続財産から返還される。
賃料は支払われる都度、相続財産から生存配偶者に償還される。
ただし生存配偶者は賃貸物件の賃貸人負担ではない費用（賃貸物件の管理費等）や居住者個人に課される住民税(taxe d'habitation)については償還を請求できないと考えられる。

住居の占有について
住居の占有について生存配偶者は、被相続人の死亡時点でその住居を主たる居住地として実際に居住していなければならない。したがって、別荘などの第二に住居は対象外となる。
主たる居住地の概念は個人単位で判断され、必ずしも夫婦の共同生活の場である必要はない。つまり、夫婦が別居していたとしてもこの要件には影響しない。
住居及びその家具の使用は無償である。そのため、固定資産税(taxe d'habitation)は所有者が負担する。一方、住民税(taxe d'habitation)は論理的には居住者が負担すべきものである。同様に日常的な維持管理費も居住者の負担となる。
税務上、暫定的居住権は「婚姻から直接生じる効果」とみなされるため、これを受ける配偶者には、相続税の支払い義務は生じない。一方で相続人にとっては状況が不利になる。暫定的居住権の価値は、相続財産（遺産）から税務上控除することが認められていないからである。しかし、配偶者がその住居を占有している事実により、不動産の市場価値は減少する。そのため相続人は支払うべき相続税の計算において住宅の価値に対する「減価（デュート)」を主張することができる。
もし夫婦が同居していた場合には、フランス税法典(CGI)764bis 条に定められた法定の20%減価を適用できる。夫婦が事実上別居していた場合には、法律上の明文規定は存在しない。しかし、財産を時価で評価するという一般原則からすれば同様に 20%の減価を認めるべきであると考えられる。(a priori　原則として)

11. 終身居住権

終身居住権は暫定的居住権(droit viager temporaire)に続いて発生し、同じく所有関係と主たる居住地としての占有という条件の下で行使される。この権利は良き家父長として(en bon père de famille)適切に行使されなければならない。
つまり、住居の通常の維持修繕(réparations d'entretien)のみが配偶者の負担とされる。また住居に関連する税金のうち、固定資産税(taxe foncière)を除く項目については配偶者が支払う義務を負う。もし生存配偶者の状況が変化し、その住居がもはや生活に適さなくなったときは、住居を賃貸に出して新たな住居の確保に必要な資金を得ることができる。
終身の使用・居住権(droit viager d'habitation et d'usage)の価値は配偶者が相続において取得する完全所有権(pleine propriété)の相続分に充当される。
終身居住権の価値が配偶者の相続分（完全所有）より低い場合
配偶者は不足分を他の相続財産から補填して取得できる。
終身居住権の価値が配偶者の相続分より高い場合
配偶者はその超過分について相続財産に対して補填(récompenser/rembourser)する義務はない。
税務上、住居の終身使用権は相続税の課税対象となり、その価値は同じく新しい税務上の評価基準に基づいて算定される。Usufruit（用益権）価値の 60%に相当するものとされる。
この終身使用権は明示的な申請が必要であり、自動的に付与されるものではない。生存配偶者はこの権利を享受するために特別の申請を行わなければならず、その申請期間は死亡の日から一年間である。
申請の方法について法律上の定めはないが、相続人または相続手続を担当する公証人(notaire)に対して書面を作成して通知することが望ましいとされている。

終身使用権は被相続人が生前に配偶者をその権利から排除することができる点で暫定的使用権(droit temporaire)とは本質的に異なる。そのためには被相続人は必ず公正記載遺言(testament authentique)すなわち公証人が作成する遺言を用いなければならない。
自筆証書遺言(testament olographe)　つまり手書きの遺言であってもたとえ公証人事務所に預けられていたとしてもこの目的には無効である。

2001 年の相続税法改革の施行前に、配偶者を一切の相続権から排除する目的で作成された遺言は、たとえ公正証書(authentique)として作成されていても配偶者の居住に関する終身権(droit viager au logement)については効力を持ちません。
そのためそのような意思を引き続き維持したいのであれば、公証人(notaire)に再度相続する必要があります。

このような厳格な方式（公正証書遺産）を要求するのは、衝動的な反応や一時的な感情の動きによって配偶者の居住権を奪うという本来の意思とは異なる行為が行われることを防ぐためです。
実務上はまれですが、単に住居権を特定の事情に合わせて調整したい場合にも同じ手続が必要になります。
例えば、
・主要な住居が状況に適していない場合
　〇田舎の人里離れたところにある
　〇配偶者が高齢である
　〇配偶者が障害を抱えている
いずれにせよどのような変更であっても公正証書遺言の中で規定されなければなりません。

IMPORTANT(重要)
居住権を奪われても配偶者の用益権(usufruit)には影響しない。
居住権を剝奪されたとしても配偶者が持つ用益権(usufruit)
・法定 usufruit
・生前贈与による usufruit
これらの権利には影響しない。
（Droit viager ou usufruit）29P

居住権と usufruit の関係
居住権がなくても usufruit があれば済み続けられるのでは？と疑問に思うかもしれない。
しかし、実務上は居住権を選択しておく方が強く推奨される。
理由：
・配偶者を usufruit から排除する内容の遺言が死亡から一年以上経って発見された場合
・またはこれまで姿を見せなかった別の子（異母異父）が突然現れた場合
→配偶者は住居に関する一切の権利を失う可能性がある。
→居住権の申請期限（一年）が過ぎていればもう選択できない。つまり、居住権は安全装置になる。

賃貸住宅の場合の保護
賃貸住宅には所有住宅のような特別保護制度は存在しない。配偶者が行使できるのは相続財産に属する家具の使用権(droit de jouissance) 賃貸住宅で家具付きで使うための権利

賃貸借契約の扱い

配偶者が以下のいずれかに該当する場合は保護がある・

1. 夫婦が共同名義で借りていた場合(cotitularité du bail)
 配偶者は独占的に契約を引き継ぐ権利を持つ。(ただし明示的に放棄した場合を除く)
 民法 1751 条
2. 共同名義でない場合でも契約の譲渡を受けられる可能性がある。配偶者は引き続きその賃貸住宅に住める。

Accepter ou renoncer à une succession
（相続を承認するか放棄するか）

相続は受け入れなくてはならない義務は一切なく、また負債の範囲が不明な場合には財産目録（inventaire）の結果を保つことが賢明である。相続を放棄すれば相続手続きから完全に外れることができる。
(E)
理論上、被相続人の法定相続人が被相続人の対象（積極財産、消極財産）を当然に承継する権利を持つ。
つまり、相続人は直ちに財産を部ツル的に占有することができ、被相続人の支払義務のある不参を弁済しなければならないとされる。
また、相続人は一定の行為を行う権利も有している。

賃料や収益受け取ったり、債権を回収したりする行為は管理行為に当たる。また、遺産の保全に必要な行為すなわち「保存行為」もある。例えば第三者が相続財産を占有している場合、その物に対して返還請求（返還訴訟）を提起することなどがこれに当たる。
相続人が複数いる場合、他の相続人が何もしないときは各相続人は単独で被相続人のすべての権利を行うことができる。
しかも、共同相続状態（いわゆる「遺産の共有(indivision)」が存在する場合、これは一般的だが、財産の売却などの処分行為を行うにはすべての共有者（共同相続人）の同意が必要となる。
実務上は、相続人は saisine（相続に伴う取得）があるにもかかわらず熟慮期間を財産目録作成のための猶予を与えられている。
つまり、相続の承継は相続人に強制されるものではない。相続人は「相続の選択」を有しており、次の三つの選択肢から選ぶことができる。

1. 単純承認（純粋かつ単純な承認）
2. 限定承認（2007 年以降の新名称　純資産額の範囲での承認＝旧称　利益ある目録による承認）
3. 相続放棄

相続人が熟慮するための期間は最低でも 4 か月である。
この期間が終過するまでは、相続人は被相続人の債権者から債務の支払を求められて訴えられることはない。この熟慮期間を過ぎると相続の選択権を行使できる期間は 10 年となる。（以前は 30 年）この期間に選択をしない場合、相続人は相続を放棄したものとみなされる。

奇妙に思えるかもしれないが、相続の手続きは相続人が何も決めないまま長期間停滞する

ことがありうる。少なくとも債権者が相続人に対して行動を促すまでは手続きが進まないことがある。
死亡から4か月が経過すると債権者だけでなく他の相続人も司法執行官(huissier)による正式な通知を持って沈黙している相続人について「相続について決断するように」催促することができる。この通知後2か月以内に決断しない場合、その相続人は単純承認したものとみなされる。
包括受遺者（遺産の全部または割合を受け取る受遺者）も相続人と同様に相続の選択権を持つ。なぜなら彼らも被相続人の債務を支払う可能性があるためである。
一方、特定受遺者（特定の財産を受ける受遺者）は単純承認するか、受遺者を放棄するかの二択しかない。ただし実務上、受遺の放棄はほとんど行われない。

12. 単純承認(l'acceptation pure et simple)

単純承認は明示的または黙示的のいずれの形でも行うことができる。
明示的承認
相続人が公正証書または私署証書によって相続人としての地位を取得する意思を示す場合である。
目次的承認
相続人が相続を承認する意思を必然的に前提とするために相続財産である賃貸物件の借主に解約通知を送る行為　などが挙げられる。
ただし、2007年の相続税法改正により、以下のような純粋に保存行為とみなされる行為は黙示の承認には当たらないと明確化された。
・葬儀費用や税金の支払
・事業の短期的な継続に必要な通常の業務
・相続財産の負債の悪化を防ぐための行為

単純承認の効果
明示であれ黙示であれ単純承認は最終的なものであり単純承認は最終的なものであり、撤回することはできない。その結果
・相続人は相続財産（積極財産）を取得するだけでなく、相続債務や負債について無制限に責任を負う。これは取得した相続財産だけでなく相続人の固有財産にも及ぶ。
2007年改正による重要な新制度、ただし2007年改正により次のような救済制度が導入された。
相続人が単純承認をした後であっても

・承認時に正当な理由により、知らなかった相続債務があり
・その支払いが相続人の個人財産に過度の負担を与える場合

相続人はその債務について全部または一部の免除（責任の解除）を裁判所に求めることができる。
例：
被相続人が第三者のため行っていた保証契約(caution)が存在していたが相続人がその事実を知らされていなかった場合など。

13. 限定承認(l'acceptation à concurrence de l'actif net)

相続財産に負担となる可能性のある債務の重要性について疑いがある場合、相続人は「純資産の範囲での承認（限定承認)」を選択することができる。
これにより、相続人の責任は相続財産に属する債務に限定され、相続人自身の固有財産で弁済する義務はなく受け取った財産の価額の範囲内に限られる。
相続人はこの限定承認を選択した旨を、相続開始地を管轄する大審裁判所(tribunal de grande instance)の書記局に明示的に申し出なければならない。
さらに、申し出の日から２か月以内に公証人による相続財産の目録(inventaire notarie)を作成する義務がある。
相続人は目録作成のために必要があれば裁判所に対して補充機関の付与を求めることができる。
しかし、この２か月の期間（延長された場合はその延長期間）内に目録を提出しなかった場合、相続人は単純承認(acceptation pur et simple)をしたものとみなされる。

注意　限定承認後の効果と注意点
純資産の範囲での承認（限定承認）を選択した相続人はもはや相続放棄をすることはできない。ただし、相続人は判断を変更し「目録の利益(bénéfice d'inventaire)を放棄することは可能である。これは相続人が当初懸念していたとは異なり、相続財産が実際は超過プラスであることが判明した場合に行われる。この場合、相続人は「単純承認(acceptant pur et simple)」の相続人となる。なお、２００７年の相続税法改正により相続の管理は以前よりも負担が軽減されている。(民法等 791 条～803 条)